

健康増進施設認定制度について

令和3年4月1日時点

厚生労働省では、国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を認定しその普及を図るため「健康増進施設認定規程」を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っている。

健康増進施設認定規程
(告示)

国民の健康づくりを推進する上で適切な内容の施設を厚生労働大臣が認定しその普及を図る(3類型を規定)

運動型健康増進施設

(昭和63年～)

健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

336ヶ所

《設備要件》

- 運動関係 : 有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備 (トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部)
- その他 : 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者 (健康運動指導士等) の配置
- 医療機関との連携 (3類型共通)

温泉利用型健康増進施設

(昭和63年～)

健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設

21ヶ所
(うち連携型3ヶ所)

《設備要件》

- 運動関係、その他 : 運動型施設と同じ
- 温泉設備 : 次の5種類の設備
 - ①かぶり湯、②全身及び部分浴槽、
 - ③寝湯、持続浴槽等、
 - ④気泡浴槽、圧注浴槽等、⑤サウナ等
- ※ 温泉利用施設と運動型施設が近接等により一体で運営されるもの(連携型施設)を含む

《人的要件》

- 運動プログラム提供者 (健康運動指導士等) の配置
- 温泉利用指導者の配置

温泉利用プログラム型健康増進施設

(平成15年～)

温泉を利用した健康増進のためのプログラム(以下のいずれか)を提供する施設

- ①特に優れた泉質を利用
- ②周辺の自然環境を活用
- ③地域の健康増進事業と連携

26ヶ所

《設備要件》

- 運動関係 : (不要)
- その他 : 血圧測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置設備
- 温泉設備 : 次の2種類の浴槽
 - ①刺激の強いもの(泉温42度以上等)
 - ②刺激の弱いもの(泉温33～39度等)

《人的要件》

- 温泉入浴指導員の配置

運動型健康増進施設

《設備要件》

- 運動関係 : **有酸素運動、筋力強化運動等を安全に行える設備** (トレーニングジム、運動フロア及びプール)の全部又は一部)
- その他 : 体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備

《人的要件等》

- 運動プログラム提供者 (健康運動指導士等) の配置
- 医療機関との連携



指定運動療法施設

健康増進施設のうち、運動療法が適した施設として指定を受けた施設。

《指定要件》

運動型健康増進施設の要件に加えて、...

- 健康増進施設の提携業務担当医が運動療法に関する知見を有する (健康スポーツ医等である) こと
※ 提携医療機関が付置されていれば担当医は健康スポーツ医でなくともよい
- 1回あたりの施設利用料金が5千円以内であること
- 提携医療機関との間で、運動療法の実施に関し、随時指導・助言を行う旨の契約関係を有すること

(平成4年7月6日付け健医発第49号厚生省保健医療局健康増進栄養課長通知)

221ヶ所
(336ヶ所のうち)

医師の指示により同施設を利用して行った運動療法に係る費用は、医療費控除の対象となる。

(平成4年7月6日付け健医発第816号厚生省保健医療局長通知)

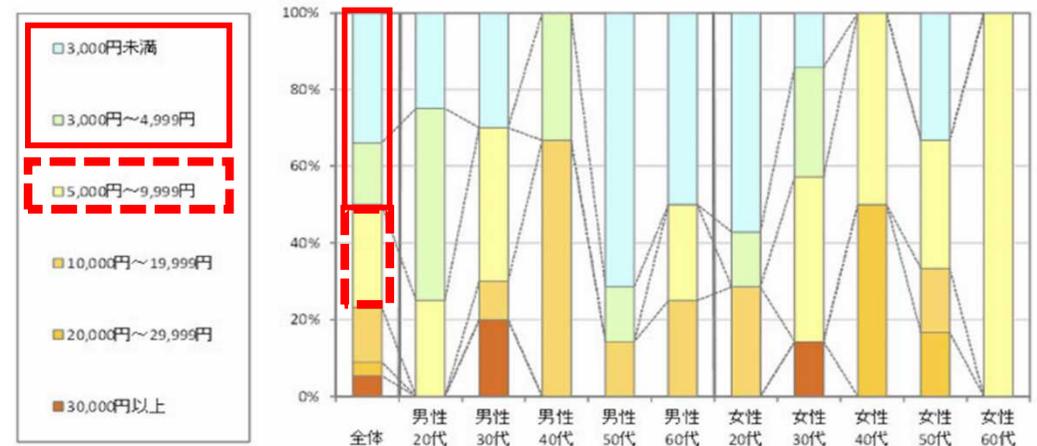
- 医師の処方に基づき疾病の治療のための運動療法を行う場として十分機能しうるものと認められる。
- **医師が治療のために患者に指定運動療法施設を利用した運動療法を行わせた場合で、所定の書類によりその旨の証明ができるものについては、当該施設の利用料金も医師の治療を受けるために直接必要な費用と認められ、医療費控除の対象となる費用に該当する。**

健康増進施設の普及に向けた改正案

これまで健康増進施設の更なる利用を促進するため、標準的な運動プログラム策定や大規模実証事業による**エビデンス強化・質の向上**、押印廃止による**手続きの簡素化**などに取り組んできたが、さらに以下の改正を行い、**健康増進施設の普及を図る**こととしてはどうか。

①指定要件（1回当たり施設利用料金）の見直し

- 近年、運動指導者から1対1で運動指導を受けるパーソナル・トレーニング（※1）が広く展開されている。「標準的な運動プログラム」に基づき、本人の状況に応じた安全で効果的なトレーニングが実施できると見込まれる。
- パーソナル・トレーニングにおける1回当たりの利用料金は、**全体平均で約50%が5,000円以上で提供されている**（図）。加えて、厚生労働科学研究にて実施した健康増進施設や健康スポーツ医を対象とした質問紙調査では、**1回あたりの施設利用料金が5,000円以内という基準ではきめ細かい指導が十分には出来ず実情に合っていない**という指摘を受けている（※2）。
- 一方、施設利用料金に関する指定要件を撤廃した場合には、一部の施設においては、運動処方には本来必要の無い過度な設備やサービスの対価を含む、著しく高額な利用料金を設定する可能性も排除できない。
- 以上のことから、施設利用料金に関する指定要件について、**現行の1回当たりの利用料金5,000円以内から、パーソナル・トレーニング利用者の約8割をカバーできる10,000円以内まで引き上げることとしたい。**



（※1・2）独立行政法人中小企業基盤整備機構 市場調査データ：パーソナル・トレーニング。2019 より引用；「パーソナル・トレーニングは、トレーナーと1対1で行うトレーニングのことである。」
<https://jnet21.smrj.go.jp/startup/research/service/cons-personaltraining.html>

（※2）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
研究課題名：最新研究のレビューに基づく「健康づくりのための身体活動基準2013」及び「身体活動指針(アクティブガイド)」改定案と新たな基準及び指針案の作成（期間：令和2年度～令和4年度）
研究代表者：澤田 亨（早稲田大学 スポーツ科学学術院）

健康増進施設の普及に向けた改正案

②健康増進施設の設備要件（面積要件）の見直し

- 「健康増進施設認定基準の解説について」において、施設面積要件については「トレーニングジム及び運動フロアで**150㎡を有していること**」と記載されている。
- 一方、厚生労働科学研究（※3）の中で行われた健康増進施設等を対象とした質問紙調査の結果では、「標準的な運動プログラム」に基づいて実施する有酸素運動や筋力トレーニングはこのように広いスペースを必要としないという提言を受けた。過去の利用状況に関する調査に基づき推計を行ったところ、指定運動療法施設において「標準的な運動プログラム」に基づく運動を実施するには、施設面積が20㎡を有していればよいと考えられる。
- 以上を踏まえ、「標準的な運動プログラム」を実践できる設備と人的な要件を満たしていることを前提として、面積要件については上記の結果から、**20㎡を有していることとし**、あわせて面積要件を関連通知に明確化することとしたい。

（※3）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

研究課題名：最新研究のレビューに基づく「健康づくりのための身体活動基準2013」及び「身体活動指針(アクティブガイド)」改定案と新たな基準及び指針案の作成（期間：令和2年度～令和4年度）

研究代表者：澤田 亨（早稲田大学 スポーツ科学学術院）

→ ①・②の見直しにより、健康増進施設の普及を図り、さらなる国民の健康づくりを推進していく

改正日

令和4年4月1日